

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、同法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、北秋田市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

別紙のとおり

3 スケジュール（予定）

令和5年10月2日（月） 企画提案書 募集開始

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後4時までとします。

受付場所は、北秋田市産業部農林課林業振興係とします。

募集の内容に関する質問は、受付期間中に書面（様式自由）を持参するか、FAX又は電子メールにより提出してください。回答は、事業者名を伏せた一覧形式で全ての事業者へ回答します。

FAX：0186-62-5551 E-mail：forest@city.kitaakita.akita.jp

令和5年11月30日（木） 企画提案書 受付締切

令和5年12月～6年1月 審査

令和6年1月 選定・結果通知

令和6年2月 経営管理実施権配分計画の作成・公告

4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本6部（副本はコピー可）を、持参または郵送にて提出してください。

なお、書類作成等に伴う費用は申請者が負担するものとします。

〒018-3312 北秋田市花園町15-1 北秋田市役所第二庁舎 北秋田市産業部農林課林業振興係

○ かがみ文書及び企画提案書

※ 経営管理実施権の設定を希望する森林について、別添の候補森林の中から集約化（団地化）し作成すること。また、複数の団地を設定する場合は、団地ごとに作成すること。

○ 見積書（各諸経費等の計算は、集約化した費用の案分額を記載）

※ 集積計画整理番号（森林所有者）ごとに作成すること。

○ 添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料

② 森林経営管理法第 36 条第 1 項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。北秋田市ホームページで縦覧が可能です。

また申請書等についても、北秋田市ホームページで公開していますので、ご活用ください。

（集積計画）

トップページ／各課から探す／産業部農林課／林業振興係／経営管理権集積計画の公告

（申請書等）

トップページ／各課から探す／産業部農林課／林業振興係

／経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の募集